

菅沼隆、河東田博、河野哲也編  
『多元的共生社会の構想』

(現代書館、2014年226頁)

廣野俊輔



本書は、「多元的共生社会」をキーコンセプトとしながら、様々な分野での課題を取り上げ議論することを通して、その到来に向けての課題を提示するものである。まず、多岐にわたるテーマを取り上げている各章を簡潔に説明することで本書の全体像を示したい。

まえがきでは菅沼隆が本書の構想の背景を述べている。それによると原著『自立と福祉』をテキストとして利用した講義を通して、自立概念の多様性に改めて気づくと同時に、自立という概念には取りきらない「生活のよさ」があるのではないかということ、またその「よさ」を達成するための支援は充分であるのかという新たな問題意識が生じたことが本書の背景となっている。

序章では、河東田博が本書のキーコンセプトである多元的共生社会の概念化を試みている。紙幅の関係で詳細は省略せざるを得ないが、河東田によると目指すべき多元的共生社会とは「どんな人も個が大切にされ、夢や希望を紡ぎ、創造性豊かな、地域でのヒューマンな幸せづくりが保障される多元的な」社会と規定されている。これとは異なる社会として「排他的管理社会」、「排他的自由社会」、「管理的共生社会」が示されている。

第1章では河野哲也が哲学者の立場から多元的共生社会の構想を検討している。河野の議論を整理すると、次のような要件が満たされることが、多元的共生社会の成立の要件となる。すなわち、異質性を認め合うこと、マイノリティの立場を反映していること、社会を構成する人々が、ケイパビリティ（人生の可能性の幅）、レジリエンス（回復力）を備えることができること、多様な立場の人々が社会に関する決定に参加できること（熟議民主主義）である。

第2章では深田耕一郎が自立生活運動を論じている。深田は、見田宗介の交響圏とルール圏の概念を援用しながら自立生活運動が両方の側面をもつことを指摘し、相手の喜びがそのまま自分の喜びである交響圏を多元的共生社会へのインプリケーションとしている。

第3章では百瀬優が障害者の所得保障を論じている。百瀬は障害年金が十分に周知されていないという問題を指摘し、さらに障害基礎年金受給者の所得を補足する目的で設けられた障害年生活者支援給付金について、障害厚生年金3級の対象とならないという問題点を指摘している。

第4章では酒本知美が精神保健福祉について論じている。酒本は精神科病院からの退院が注目を集めているにもかかわらず、特に統合失調症の患者の入院期間は依然として長く、また入院期間は患者の年代によっても大きく異なると論じている。

第5章では河東田が障害者虐待を取り上げている。特に河東田は知的障害がある人の身近なところで生起する性的虐待に焦点を当て、ノーマライゼーションの原理を参照しながら障害がある人の性についての認識を変える必要があるとしている。

第6章では浅井亜希が児童手当の創設過程を検討している。児童手当法は1971年に成立した。その成立までの経緯を浅井は詳細にたどり、「小さく生んで大きく育てる」という考え方によって成立したことを指摘している。浅井は、当時の児童手当制度を不十分な点もあるが、多元的共生社会の実現に向けた家族政策として評価している。

第7章では佐川佳南枝が認知症高齢者の夫が語る夫婦のストーリーを分析しながら、妻が自分を認識できているかどうか確かでなくなった後も、夫婦関係が構築され続けていることを指摘している。そして、自分の環境を自分でコントロールするという意味での自立が共同性に支えながら存続するのではないかと主張している。

第8章では、杉浦浩美がマタニティ・ハラスメントを論じている。杉浦は、マタハラ論争を取り上げ、妊娠しても「職場に迷惑をかけないよう精一杯働け」という主張も、「迷惑をかけないよう頑張っている」という反論も、ともに、職場には労働する身体以外を持ち込んでほならないという社会規範を前提にしている点で共通していると指摘している。

第9章では、菅野摂子が出生前診断について議論している。菅野は特に出生前診断の批判的な立場からは非難される一方で、推進する際の「アリバイ」としても利用される可能性がある遺伝カウンセリングについて、その必要性を主張している。

第10章では河東田博が震災地の支援を論じている。この章は2つの柱があり、1つは被災地を支援する立教大学の学生である。もう1つは、河東田が委員長として加わった陸前高田市の障がい者福祉計画の策定である。この計画の策定に知的障害がある人が参加している。終章では河東田が多元的共生社会の実現に願うことによって本書を締めくくっている。

次に本書を読了して筆者が感じたところを述べたい。多元的共生社会という概念の困難と可能性という点である。河東田の説得的な概念整理にもかかわらず、多元的共生社会という概念が非常に遠大であるので、イメージを浮かべることがすぐには困難だった。各章の具体的な内容を読むと、遠大な理想と直近の困難に対照が際立っている。

しかし、他方で多元的共生社会という概念を置くことによってこそ、従来の社会福祉研究が充分に対象として扱えなかった課題を議論の遡上に載せている（特にマタニティ・ハラスメントや出生前診断、被災地支援）。

この点に関して本書を貫くキーコンセプトである多元的共生社会には次のような意義があると筆者は感じた。それは、従来の社会福祉研究が制度上で支援を必要とすると認定された人について、その人たちの属性を取り出してこれを障害とか高齢といったものとして研究してきた。しかし、多元的共生社会をキーコンセプトとすることによって、支援する人／支援されるべき人という前提なしに、様々な個人が抱える課題にアプローチできている。

多元的共生社会は、一挙手一投足には訪れないだろう。しかし、それを一歩でも近づけるためにはどのような取り組みが必要なのだろうか。本書はそんな問いのまえに私たちを立たせてくれる本である。

(ひろの・しゅんすけ／大分大学講師)